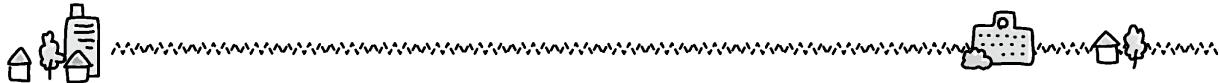




## 第3章

# 計画の基本的な考え方





## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の基本理念等

本計画は、これまでの取組をさらに強化・充実する観点から、第1期計画の基本理念を継承します。

#### 子育て 子育ち応援タウン かとう

子どもがいきいきと成長できるまち  
地域全体、まち全体がみんなで子育てに協力できるまち

### 2 計画の基本目標

本計画の基本理念を実現するため、第1期計画の3つの基本目標を踏襲します。



#### 基本目標Ⅰ すべての子どもが健やかに育つ環境づくり

子どもの幸せのため、心身の健康を育む環境を整え、子どもが生命と人権を尊重され、健やかに育つことができるまちを目指します。



#### 基本目標Ⅱ すべての親が安心して子育てをするための支援

親の子育てに対する不安や負担を軽くすることで、安心して子どもを生み、育てられるまちを目指します。



#### 基本目標Ⅲ みんなで子育てを応援するまちづくり

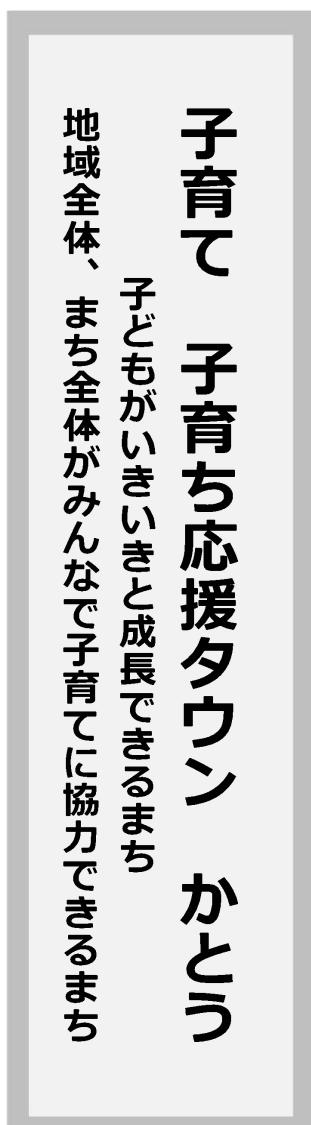
地域に住む一人ひとりが子育てを支え、企業、学校、行政等が子どもの成長をあたたかく見守り、応援するまちを目指します。



### 3 施策の体系図

《基本目標》

《基本理念》



子ども

I. すべての子どもが  
健やかに育つ環境づくり  
～子ども自身の幸せのために～



家 庭

II. すべての親が安心して  
子育てをするための支援  
～子育てに夢と希望が  
持てるまちを目指して～



地 域

III. みんなで子育てを  
応援するまちづくり  
～地域の子どもは  
みんなの子ども～

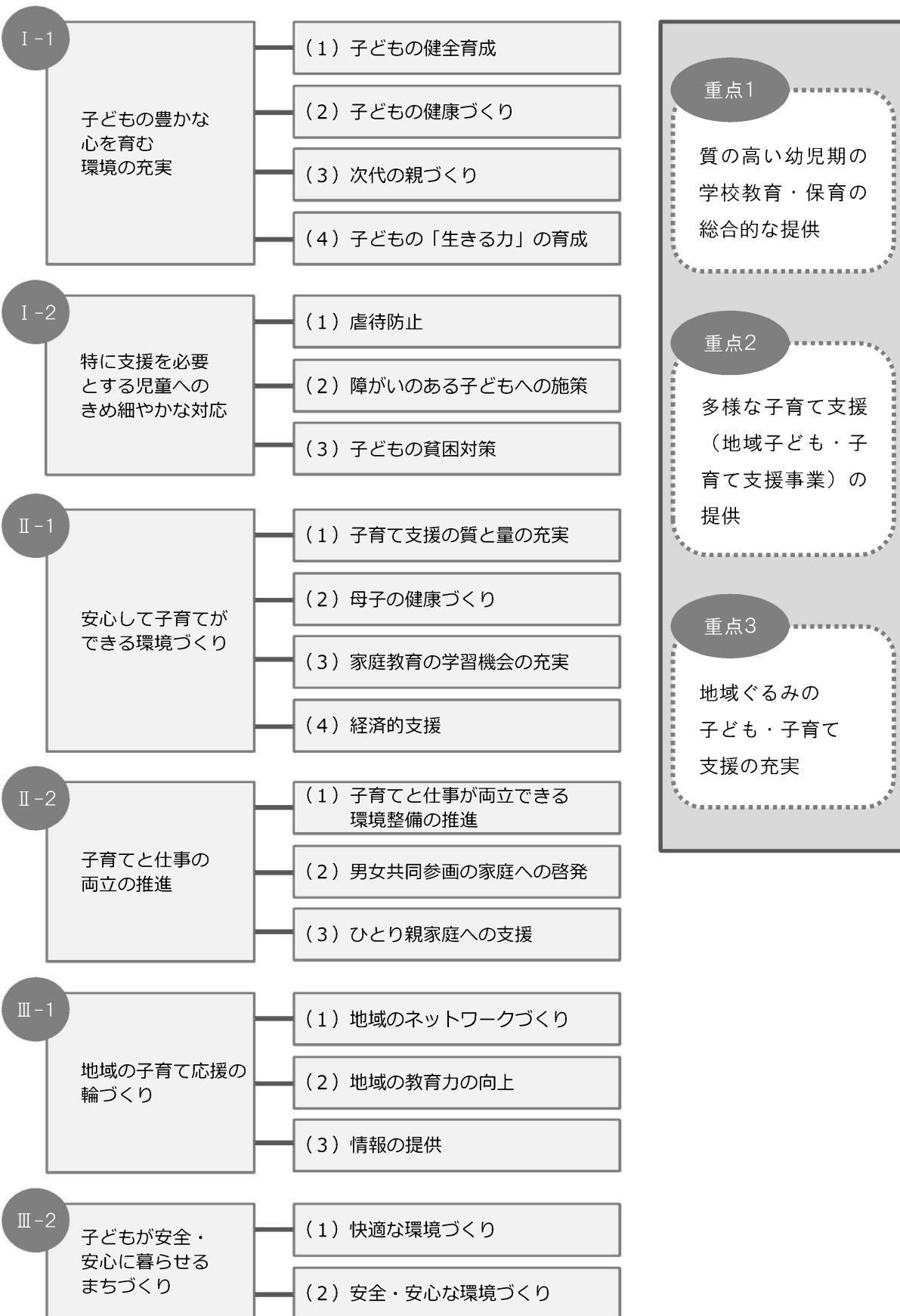


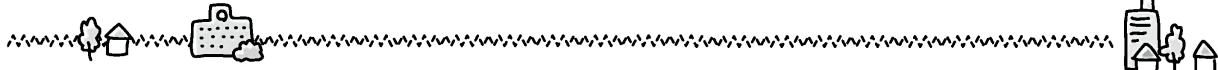


## 《基本施策》

## 《具体的施策》

## 《重点的な取組》





## 4 重点的な取組

計画の推進にあたり、実施する施策・事業の中で重点的に取り組む事項を以下のとおりとします。

### 重点1 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

子ども・子育て支援制度に基づき、「保護者が働いている・いない」に関わらず、すべての子どもが等しく幼児期の学校教育・保育を受けられるよう、利用者のニーズを把握しながら、認定こども園への移行を推進します。

保育士や保育教諭等への研修や、職員の適正配置等により、教育・保育の質を向上させることで子どもたちの健全育成に繋げます。

施設のあり方や適性配置等について総合的に検討しながら、保育の量的確保や、快適な環境整備に取り組みます。なお、公立の保育所・認定こども園については、「加東市公共施設適正配置計画」に基づき、施設の統廃合を進めます。

#### 主な取組

施策番号	施策名
42	幼児期の学校教育・保育の質の向上
44	幼児期の学校教育・保育のあり方の検討
45	就学前教育・保育施設の整備



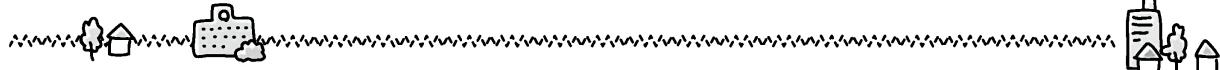
## 重点2 多様な子育て支援（地域子ども・子育て支援事業）の提供

子ども・子育て支援制度では、子育て家庭を支援するため、さまざまな地域子ども・子育て支援事業が設定されています。

今後も、子育て家庭の多様なニーズに対応できるよう、利用者の希望を把握しながら、事業内容の拡充、円滑な運営、事業の周知に努めます。

### 主な取組

施策番号	施策名
46	多様な保育サービスの実施 (延長保育事業、子育て短期支援事業、一時預かり事業)
47	ファミリー・サポート・センターの充実
48	アフタースクール（放課後児童健全育成事業）の充実
49	病児・病後児保育事業の実施
50	地域子育て支援拠点事業の実施
51	養育支援訪問事業の実施
54	子育て支援の総合的な窓口づくり（利用者支援事業）
55	妊娠期からの一体的な支援体制づくり（妊婦健康診査費助成事業）
56	母子保健事業の充実（乳児家庭全戸訪問事業）



### 重点3 地域ぐるみの子ども・子育て支援の充実

すべての子育て家庭が安心して子育てできるまちを目指し、子育てに係る地域活動、地域と認定こども園・保育所・小学校との連携、世代間交流、地域での見守り活動、ボランティアの育成などに取り組みます。

また、親子や地域の人々が気軽に集い交流できるよう、児童館事業や子育てひろば、子育てサークル等の充実に努めます。

#### 主な取組

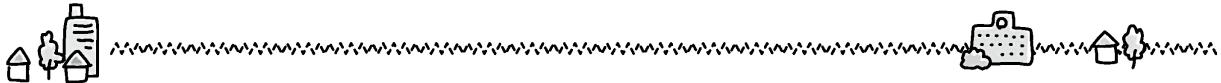
施策番号	施策名
01	地域の子育て支援の活動拠点としての整備（児童館）
06	公民館における地域交流活動の拡充
30	虐待防止ネットワークの強化
31	地域による見守りの強化
60	関係団体との連携強化（食育の普及）
68	地域交流・助け合い活動の促進
69	子ども同士のつながりの強化
70	地域の活動を通じた「子育て力」の醸成
71	子育てサークル活動の支援
72	サークル同士による交流の促進
74	子育てボランティア・子育てサポーターの育成
84	交通安全推進活動の充実
89	地域ぐるみの防犯活動の推進
92	防犯ネットワークの形成



## 第4章

# 施策の展開





## 第4章 施策の展開

### 基本施策 I -1 子どもの豊かな心を育む環境の充実

次世代の担い手である子どもが、心豊かで健やかに成長することができるよう、子どもの学習・教育環境の整備や健康な体づくりを推進します。また、「子どもは次世代の親となるもの」という認識のもと、自立して家庭を持つことができるよう、将来的な視点に立った子どもの健全育成を図ります。

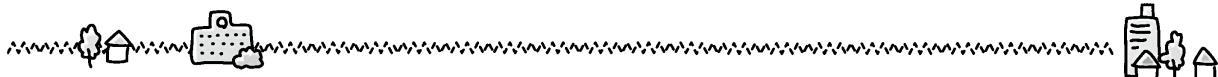
#### 具体的施策 1 子どもの健全育成

子どもの遊びや学習の拠点としての児童館や図書館があり、各地域には住民の活動拠点としての公民館があります。これらの施設では、遊びや学びの場としての利用のほか、子育て中の親子同士の交流や子育てに関する講座、自主的な活動に対する支援等を行っています。

今後はさらに身近で利用しやすい場としていくとともに、利用者のニーズに合わせたきめ細やかな支援の提供が重要となっています。

##### ①児童の健全育成の拠点としての児童館づくり

具体的な取組	内容	担当課
No.01 地域の子育て支援の活動拠点としての整備	施設を適切に維持・管理します。	こども教育課
No.02 活動事業の充実	利用者のニーズにあわせ事業の見直しや事業のさらなる充実を図ります。また、新たな利用者を開拓し、きめ細やかな活動を充実することで、子育て家庭への支援に努めます。	
年齢別・地区別親子活動	子育て中の保護者と子どもが集まり、さまざまな活動を通じて親子のふれあい、保護者同士の交流を促進します。	こども教育課
かとう子育てセミナー	子育てに関する講演会等の学びの機会を設け、家庭の子育て力の向上に努めます。	こども教育課
学びの広場	少人数による講座、体験活動、館外学習等を実施し、子育て家庭に学びの機会を提供します。	こども教育課
よーい・どん！ひろば事業	子どもの体や心の成長に欠かせない外遊びを推進するとともに、継続的に体幹を鍛える活動を実施します。	こども教育課
No.03 情報提供・相談体制づくり	子育てに関する情報提供を行うほか、講演会、学習会を実施します。子育ての不安感、負担感の軽減のため、児童厚生員や家庭児童相談員による相談事業を実施します。また、地域子育て支援拠点での「利用者支援事業」を実施します。	こども教育課



### ②子どもが本に親しめる環境づくりの促進

具体的な取組	内容	担当課
No.04 図書館における子供の読書環境の整備	子どもと子育てに関わる人の読書環境を整えるよう努めます。また、子どもが本に触れる機会を増やす取組を、さらに拡大します。	中央図書館
No.05 図書館におけるおはなし会等の推進	子ども対象の行事を実施し、子どもが本に触れる機会を増やすよう努めます。また、子どもを中心とした参加型の事業を実施し、図書館を訪れる機会の拡充を図ります。	中央図書館

### ③公民館における児童の健全育成事業の推進

具体的な取組	内容	担当課
No.06 公民館における地域交流活動の拡充	体験活動等の機会を充実することで、子どもの豊かな成長を支援します。	
ひょうご放課後プラン (地域子ども教室型)	放課後や週末における、スポーツや文化活動等のさまざまな体験活動や地域住民との交流活動を推進します。また、各地区での実施に向けた支援を行います。	生涯学習課
小学生チャレンジスクール	野外活動や工作室等、普段の生活ではできない有意義な体験活動を実施します。参加定員の拡大と事業の充実に努めます。	生涯学習課
社会教育団体の活動支援	市文化連盟や連合婦人会・連合P.T.A等、地域住民の自主的な参画による社会教育団体の活動支援に努め、多世代の交流を図ります。	生涯学習課

## 具体的施策2 子どもの健康づくり

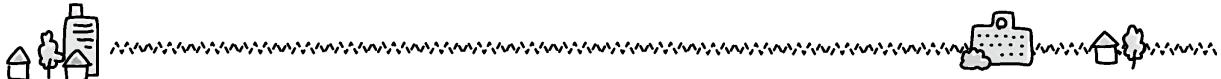
子どもの健康づくりへの取組として、正しい生活習慣の啓発や食育があげられます。今後も子どもをはじめ、幅広い世代へ周知し、定着させていくことが大切です。

また、近年では、携帯電話からもインターネットサイトに簡単にアクセスでき、誰もが性に関する情報に触れやすい環境となっているため、性教育や情報選択能力の養成等により一層の取組が求められています。

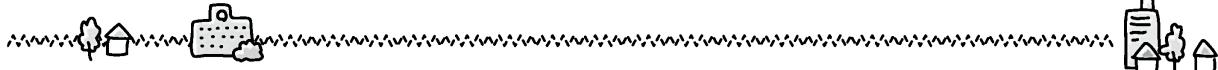
さらに、子どもの心の問題に対して、きめ細やかな対応ができるよう、スクールカウンセラーの配置や専門家の育成、教職員の知識の向上、医療機関をはじめとする関係専門機関との連携が必要となっています。

### ①正しい生活習慣の推進

具体的な取組	内容	担当課
No.07 体育と技術・家庭科教育の充実	学校での体育・保健体育、技術・家庭科を中心とした健康教育を継続的に実施します。喫煙、飲酒、薬物乱用、感染症（インフルエンザ、エイズ）やアレルギー疾患などについて、正しく理解し、予防する能力や態度の育成を図ります。	学校教育課



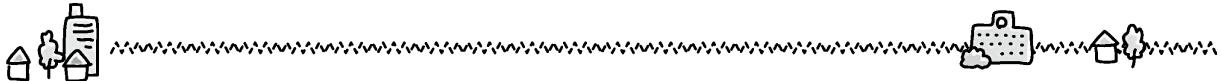
No.08 望ましい食習慣の定着	関係部署が連携しながら、食育に関する事業を実施することで、食の大切さを啓発していきます。	
食育ぱくぱく教室	保育所等において、さまざまな教材を用いた食育教室や調理実習等を行い、食べ物の5つの力である「食べ物を選ぶ力」「食べ物の味が分る力」「料理ができる力」「食べ物のいのちが分る力」「元気な体が分る力」を学ぶ機会をつくり、「食」への理解促進と望ましい生活習慣の定着を図ります。	健康課
食育授業	食育カリキュラムに基づき、給食の時間や食育授業等を通じ、自分の食生活を見直し、より良い食生活をつくることや、健全な食生活の確立が豊かな人間性を育くむ基礎になることを理解させるとともに、子どもを通じて家庭・地域へ向けた啓発を行います。	学校給食センター
食育推進事業	子どもが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることを目的として、学校において食育カリキュラムに基づき、組織的・計画的に食育を推進します。食育の研究校を指定し実践研究を行うことで、市内学校における食育の充実を図ります。加東市食育推進委員会等を通して情報交流を行い、食育の推進を図るとともに、各校における食育に関する取組のPDCAサイクルの確立を目指します。	学校給食センター
食育指導	食についての关心や理解を深め、健全な食習慣が定着するよう、集団教育、個別相談の充実を図ります。	健康課
親子料理教室	夏休み期間中に親子料理教室を開催して、栄養教諭や食育推進専門員による正しい食生活の大切さを伝える食育指導を行います。	学校給食センター
学校給食センター見学会及び給食の試食	給食センター見学会及び親子給食試食会を開催して、学校給食の理解を深めるとともに試食会では、安全安心な地場産の食材を活用した給食を試食します。	学校給食センター
No.09 家庭への意識啓発	発育・発達段階に応じた生活習慣についての正しい知識、情報を提供するとともに、相談体制の充実を図ります。	
食に関する学習機会の提供	乳幼児健診や教室時に、正しい食生活への意識を高めるための講話や離乳食実習等を実施します。また、妊娠婦や、乳幼児をはじめとする子どもを対象に、発達段階に応じた相談を行い、家庭における食育を支援します。	健康課
食に関する情報提供	広報紙やケーブルテレビ等で食育関連の情報を提供します。家庭における望ましい食習慣や食材の伝えるほか、地産地消を含めた伝統的な家庭料理や、手軽で栄養的にも配慮された料理の普及に努めます。また、園だよりや給食センターだより、食育だよりを通じて「栄養」や「食」に関する情報を提供します。	健康課 認定こども園・ 保育所 学校給食センター
早寝・早起き・朝ごはん運動の推進	乳幼児健診や教室等で個別相談を実施し、正しい生活習慣が身に付くよう支援します。ケーブルテレビや広報紙を活用して普及啓発を図るほか、保育所、認定こども園、幼稚園に通う5歳児を対	健康課



	象に、「早寝・早起き・朝ごはん」に3週間家庭で取り組む「こどもさんさんチャレンジ」を実施し、生活習慣の基礎づくりに努めます。
--	--

## ②思春期保健対策の充実

具体的な取組	内容	担当課
No.10 健全な性教育の推進	学校の体育・保健体育、道徳、総合的な学習の時間、特別活動を中心に、発達段階に応じて、性に関する知識を普及させます。また、家庭、地域の理解を得ながら、児童生徒が健全な異性観を持ち、これに基づいた正しい行動がとれるように指導していきます。	学校教育課
No.11 子どもの情報モラルの醸成	インターネットの有害情報から子ども達を守り、ネット犯罪等の被害者にも加害者にもならないよう、ネット見守り活動や保護者、地域への啓発に取り組みます。また、子ども達の発達段階に応じた情報モラル学習を行います。	学校教育課
No.12 喫煙・飲酒・薬物の害に関する正しい知識の普及	喫煙や飲酒、薬物乱用、過剰なダイエット、心の健康問題等に関する学習の機会を設け、ライフスキル能力の育成に努めます。また、加東健康福祉事務所、小野市・加東市医師会等との連携を密にし、さまざまな機会を活用して知識の普及に努めるほか、ポスター・パンフレット等による啓発など、予防的な取組を行います。	健康課 学校教育課
No.13 子どもの心の問題についての支援	スクールカウンセラーや臨床心理士の計画的な配置を行うとともに、関係部署が連携することで、児童・生徒の心の問題の早期発見・早期対応に努めます。	
スクールカウンセラーの配置	いじめや不登校等の未然防止や早期発見・早期解決を図るため、全市立中学校と市立小学校2校にスクールカウンセラーを配置し、子どもの心の教育相談の充実を図ります。また、スクールカウンセラーと教職員および保護者との連携を強化することによって、校内の教育相談体制を強化するとともに、不登校等についての理解と支援の輪を広げていきます。	学校教育課
適応指導教室	学校への不適応等の理由により、学校を長期にわたり欠席している児童・生徒について、個々の状態に応じた指導・相談を行います。また、自立を図るため、指導員2名、指導補助員1名を配置する体制をとり、教室生の自立と学校復帰につなげます。	学校教育課
不登校児童・生徒への支援	各学校において、不登校児童・生徒の減少に向け、組織的に取り組みます。	学校教育課
相談体制の強化	各学校において、「加東市いじめ防止基本方針」及び「学校いじめ防止基本方針」に基づいて、いじめ対応チームが中心となり、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に努めます。また、児童・生徒の問題行動や不登校の未然防止や早期発見・早期解決のため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに加えて、学校支援チーム、警察、こども家庭センター等の専門機関との連携を強化するとともに、適切な指導体制を整え、毅然とした指導や心のケアの充実に努めます。	健康課 発達サポートセンター 社会福祉課 学校教育課



生命と心を大切にする教育の推進	<p>生命の大切さや思いやりの心などを育て、いじめや自殺をなくすための啓発やSOSの出し方に関する教育の実施に努めます。</p> <p>また、高齢者や障がいのある人への理解を深め、社会活動に積極的に参加する意欲や態度を育みます。</p>	学校教育課
-----------------	--	-------

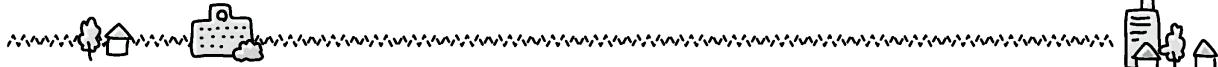
### 具体的施策3 次代の親づくり

少子化が進む中、日常生活の中で子ども自身が乳幼児と接する機会が得にくくなっています。そのため、結婚や子育てに対して肯定的な意識を育てていくための取組が必要になっています。

乳幼児とのふれあい体験や職業体験活動を実施することで、子どもたちが将来家庭を持ち、子どもを育てていくことに、夢や希望を持つことができる環境づくりを推進していきます。

#### ①次代の親の育成

具体的な取組	内容	担当課
No.14 乳幼児とふれあう機会づくり	児童館のひろば事業等の機会を利用した小・中学生と幼児とのふれあい体験を継続的に実施し、命の大切さや、子どもを生み育むことの大切さを伝えます。	
教育媒体の提供	小・中・高等学校に赤ちゃん人形や妊娠体験グッズなどの教育媒体を提供し、妊娠・育児への学びが深められるよう支援します。	健康課
小・中学生の児童館ひろば事業等への参加	小・中学校に出向き、乳幼児とふれあう機会を設けます。乳幼児とのふれあい体験を通して、子どもが育つ環境について、理解を深めていきます。	こども教育課 児童館
No.15 将来の進路・生き方を考える機会づくり	「トライやる・ウィーク」などの職業体験活動等をはじめ、キャリア教育の充実に取り組みます。	
キャリア教育の推進	夢や目標をもち具体的の計画を立て、その実現に向かって進んでいく力（キャリアプランニング能力）を育成するため、各発達段階に即して「学ぶこと」「働くこと」「生きること」など将来の生き方を理解し、自己の社会的役割について考える力の育成を図ります。	学校教育課



## 具体的施策4 子どもの「生きる力」の育成

子どもの豊かな心を育む環境として、学校が果たす役割は大きく、基礎学力の向上のみならず、子どもたちが自ら考え行動する力の育成や、豊かな人間性を育む心の教育などが求められています。

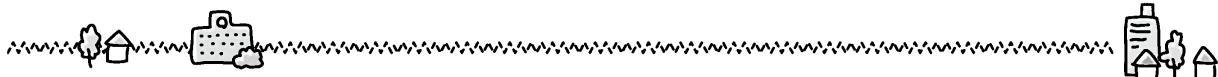
子どもの「生きる力」を育成していくために、地域や保護者との信頼関係を築きながら、一人ひとりの個性を大切にする、豊かな人間性を育む教育を進めていくことが重要です。

### ① 「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育む教育活動

具体的な取組	内容	担当課
No.16 きめ細やかな学習指導の推進	基礎的・基本的な知識及び技能を習得し、課題解決するための必要な思考力、判断力、表現力等を育み、主体的に学習に取り組む態度を養うために、指導方法のさらなる工夫・改善に取り組みます。	
学習チューター派遣事業	児童生徒へのきめ細やかな指導を一層充実させ、学習上のつまずきの解消や学習意欲の向上を図るため、教員を志望する学生等を小中学校に派遣します。	学校教育課
学力向上推進事業	子ども達に「確かな学力」と「豊かな学び」を育むために全国学力・学習状況調査結果を分析し、教育指導の充実や学習状況の改善に活用します。	学校教育課
ICT教育推進事業	子ども達の情報活用能力の育成を図るため、ICTを効果的に活用した教育を推進します。	学校教育課
放課後補充学習推進事業	放課後に地域人材を活用した補充学習を実施し、児童生徒の学習機会の充実や基礎学力の定着を図ります。	学校教育課
加東スタディライフ事業	長期休業中に自主的な学習をサポートする場所や支援者を提供し、「自分の苦手分野を克服し、得意分野を伸ばしたい」「授業で学んだ学習内容を定着させたい」「新しい学習に挑戦したい」などの児童生徒一人ひとりの学習意欲に応えます。	学校教育課
No.17 発達段階に応じた系統性を重視した体験活動の充実	体験を重視した授業により、一人ひとりの心に響く教育を推進します。また、自然体験、社会体験活動の充実により、豊かな人間性・社会性を育成します。	
小学校体験活動事業	<p>【環境体験事業】</p> <p>小学校3年生を対象とし、命の営みやつながり、命の大切さを学ぶため、地域の自然の中で地域の方々の協力を得ながら、自然観察や栽培・飼育など五感を使って自然にふれあう体験型環境学習を、継続的に行います。</p> <p>【自然学校推進事業】</p> <p>小学校5年生を対象とした長期宿泊訓練において、子どもたちが自分で考え、主体的に判断・行動することで、問題解決能力や生命に対する畏敬の念や感動する心、共に生きる心など、「生きる力」の育成に努めます。</p>	学校教育課



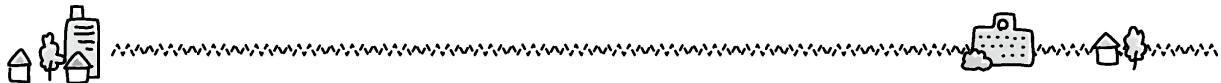
トライやる・ウィーク推進事業	中学校2年生が、地域や自然の中で、主体性が尊重された様々な活動や体験を行います。また、事業を通じて豊かな感性や創造性などを自ら高めたり、自分なりの生き方を見つけたりするなど、「生きる力」の育成を図ります。今後も、多様な活動場所の確保と、生徒が主体的な活動ができるように努めます。	学校教育課
No.18 地域に根ざした教育活動の推進	地域人材の積極的な活用を通じて学校の活性化を図り、地域の特色を生かした学校づくりを進めます。 人材バンクの設置、各校の情報交流を図るなど、加東市（ふるさと）の指導者の幅を広げ、総合的な学習の時間を支援します。	
いきいき学校応援事業	校区の自然・歴史・文化等に詳しい方や児童・生徒の学習をサポートしてくれる方等を学校支援ボランティアとして招致し、地域の特色を生かした学習を実施します。	学校教育課
No.19 グローバル化に対応した教育の推進	自らのアイデンティティをもちながら、グローバル化が進展する社会で活動できるよう、語学力やコミュニケーション能力を育成し、国際理解を深める取組の推進を図ります。	
語学（英語）指導員派遣事業	中学校や小学校において、生きた英語を身近に学び、国際理解教育の充実を図るとともに、より一層の英語教育の充実を図ります。特に中学校では、かとう英語ライセンス制度を実施して、卒業時に英語で日常会話ができる生徒の育成を目指します。	学校教育課
No.20 心の豊かさを育む教育活動の充実	命と人権を大切にし、思いやりの心を育む道徳教育の充実を図るとともに、児童・生徒理解に基づく生徒指導を充実させます。	
道徳教育推進事業	人間尊重の精神や生命に対する畏敬の念を日常生活の中に生かせるよう、児童・生徒の内面に根ざした道徳性の涵養（かんよう）に努めるとともに、未来に向けて人生や社会を切り拓く実践的な力を培います。また、学校におけるすべての教育活動の中で、道徳性を培うことができるよう、各教科、特別活動及び総合的な学習の時間との密接な連携を図ります。	学校教育課
小中学校人権教育講演会事業	「人権教育基本方針」や「人権尊重のまちづくり基本計画」、「人権尊重のまちづくり実施計画」に基づき、すべての児童生徒がさまざまな体験活動や交流を通して人権尊重や共生についての考え方を深め、自己実現と「ともに生きる社会」の構築に向け、主体的に取り組む意欲や態度を育成します。また、人権教育に携わる教職員のスキルアップのための研修を実施するとともに、人権教育のカリキュラムを体系的に整備し、指導方法の改善・充実を図ります。小中学校では、児童・生徒の人権教育を目的に「小中学校人権教育講演会」を開催し、人権教育だけでなく、いじめ防止や子どもたちの健全育成に努めます。	学校教育課
DV（ドメスティック・バイオレンス）防止教育の推進	交際相手と互いの人権を尊重する考えを養うため、市内の中学生に対して、デートDVに関する授業を実施します。	福祉総務課



No.21 体力・運動能力向上の推進	児童生徒の体力・運動能力の向上を図り、人生100年を通じて継続して運動に取り組むことができる資質・能力の育成を図ります。	
部活動外部指導者派遣事業	中学校の部活動に、専門的な指導力を有する指導者を配置し、安全性の確保および活動の活性化を図ります。また、顧問と指導者の連携を密にすることで、教育的に効果の上がる指導を行います。	学校教育課

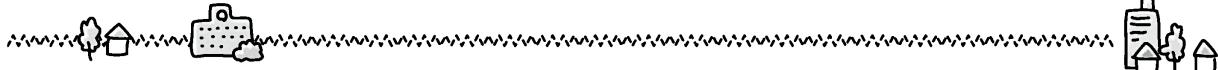
## ②魅力ある学校づくり

具体的な取組	内容	担当課
No.22 開かれた学校づくり	学校施設の開放や学校評議員制の導入、学校ホームページ等を活用した情報発信により、地域や保護者との信頼関係のもと、開かれた学校運営を推進します。	
学校施設の開放	学校施設を児童や生徒、市民の活動のために開放します。	教育総務課
学校評議員会の設置	学校経営方針や教育活動の説明、また教育活動の成果を報告するとともに、保護者・地域の意向を積極的に学校経営に反映させ、地域とともに歩む学校づくりを推進します。また、災害等からの子どもたちの安全確保や、子どもたちが自ら体験し学ぶ機会の充実などに向け、地域と学校との連携に取り組みます。	学校教育課
No.23 教育施設・設備の整備、充実	施設・設備の改修やバリアフリー化の推進について、適正な年次計画により整備を進めています。	教育総務課
No.24 教職員の指導力の向上	信頼される学校づくりに向け、教職員の研修機会を充実させ、教職員一人ひとりの資質と実践的指導力の向上に努めます。	
加東市教職員夏季研修会	社会の変化に的確に対応し、豊かな人間性と確かな教育観の確立、教育技術の向上を図るとともに、地域社会の信頼に応える教職員の倫理観の高揚を図ります。	学校教育課
No.25 認・保・小・中の連携体制の強化	発達障害や不登校傾向等、特別な支援を要する子どもについて、認定こども園、保育所、小中学校が連携を強化することで、連続した支援を充実させます。	
認定こども園・保育所・小学校の連携強化	入学前児童（5歳児）の学校訪問を通じて、異年齢の子ども同士の交流・ふれあいの機会を積極的に提供します。また、職員同士の交流、情報共有や相互理解など積極的な連携を図ります。	認定こども園・保育所 学校教育課
小中学校の連携強化	小中一貫校の開校に向け、継続して義務教育9年間を通した小中学校合同の教育研究、小中学校教員の交流、学校行事等における児童と生徒の交流・交歓、地域との共同行事の実施に加え、「心の教育」「生きる力の育成」の視点から、小中が連携した教育を推進します。	小中一貫教育 推進室



### ③就学前教育の充実

具体的な取組	内容	担当課
No.26 就学前教育の充実	<p>子どもの自主性・社会性の形成を支援し、人間形成の基礎となる豊かな心を育むため、保育所や認定こども園において基本的な生活習慣の指導や、集団遊び、体験活動など、子どもの興味や好奇心に基づいた活動を行います。</p> <p>また、親子ふれあい活動、未就園児の会や子育て相談によって、家庭や地域と連携を深め、「開かれた園づくり」を実践します。</p>	こども教育課
No.27 保護者との連携体制づくり	学校ホームページの定期的な更新等、保護者へのタイムリーな情報提供等により、保護者との連携を密にし、信頼関係づくりに努めることで、子ども一人ひとりの健やかな発達を促す環境をつくります。	学校教育課



## 基本施策 I -2 特に支援を必要とする児童へのきめ細やかな対応

児童虐待の早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至る切れ目のない総合的な支援を行うためのネットワークづくりを進めます。また、子ども一人ひとりの人権が尊重され、家庭内で子どもが親の愛情に包まれながら、いきいきと成長できるまちを目指します。

### 具体的な施策 1 虐待防止

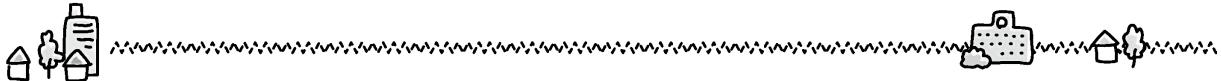
地域における人間関係の希薄化が進むにつれ、虐待などの家庭の問題が表面化しにくくなっています。潜在化した不適切な状況をいかに発見し、虐待防止や早期対応につなげるかが課題となっています。

虐待に至ってしまうケースには、多くの問題を重複して抱える家庭が多く、関係機関における情報共有や、家庭、地域、行政や関係機関・団体の連携が不可欠です。

また、子育ての負担は母親に集中する傾向があり、ストレスを溜めないような環境づくりとして、悩みを気軽に相談でき適切な支援が行える体制づくりも必要です。

#### ①虐待防止対策の充実

具体的な取組	内容	担当課
No.28 虐待の未然防止・早期発見のための施策の充実	関係機関が連携し、児童虐待に関する情報の共有と早期発見・対応に努めます。また、すべての市民に「虐待が疑われる場合はすぐに市や児童相談所（189）に連絡する」ことの啓発を行います。	
家庭への意識啓発	乳幼児健診等での問診、パンフレットの配付、市の広報紙やホームページ等を通じ、保護者への虐待防止の意識啓発を行います。	健康課 福祉総務課
病院における見守り	虐待を受けた子どもを診察時に発見した場合は速やかに関係機関へ通報するなど、適切に対応します。	加東市民病院
保育所・学校等における見守り	認定こども園、保育所や学校において、保育士や教員による日常の園児・児童・生徒の見守りを大切にし、児童虐待の早期発見に努めます。	認定こども園・ 保育所 学校教育課
健診等における見守り	乳幼児健診等において、虐待およびその予備群を早期に発見し、児童虐待の未然防止に努めます。また、健診未受診者の中にも被虐待児がいる可能性があるため、未受診者への訪問を実施します。	健康課
乳児家庭全戸訪問の実施	乳児がいる家庭のさまざまな悩みや不安を聞き、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供を行い、乳児家庭の孤立および虐待を防止するため、全戸訪問を実施します。	健康課



虐待に対する支援体制の強化	<p>家庭児童相談員による訪問、窓口・電話相談体制を実施し、児童虐待等の不適切な状況を改善できるように努めます。</p> <p>また、子ども家庭総合支援拠点を設置し、要保護児童等の早期発見、迅速な支援、関係機関との情報共有等、支援の充実を図ります。</p>	福祉総務課
MY TREEペアレンツ・プログラム	親のセルフケアと問題解決力の回復による虐待の終止を図るため、子育てに苦しさを感じている親を対象にプログラムを実施する。	福祉総務課
仲間づくりによる虐待の防止	身边に子育ての不安や悩みを相談する親や友人等がいない家庭が、児童館の親子活動等に参加できるよう働きかけことで、子育てを相談しあえる仲間づくりのきっかけをつくり、孤立による虐待を防ぎます。	福祉総務課 児童館
No.29 きめ細やかな相談体制づくり	関係機関において、きめ細やかな相談体制づくりに努め、保護者の不安感や負担感の解消を図ります。	
相談窓口の周知	保育所・認定こども園・学校・児童館等へのパンフレットの配布等を通じ、子育て何でも相談、育児何でもダイヤル相談、24時間虐待ホットライン等の相談窓口の啓発に努めます。	健康課 福祉総務課
No.30 虐待防止ネットワークの強化	家庭、地域、行政と関係機関・団体が相互に連携し、情報共有することによって、子どもが有する問題や置かれている環境を的確に捉え、問題の早期発見・対応に努めます。	
要保護児童対策地域協議会	医療・保健・福祉・教育・警察・民間団体等からなるネットワークを強化し、虐待等を受けている可能性のある児童を適切に支援するため、情報交換、支援内容の充実を図ります。	福祉総務課
No.31 地域による見守りの強化	地域に身近な民生委員・児童委員、主任児童委員と子育て家庭との交流を促進し、子育てに関するさまざまな問題に対する地域での対応力の充実を図るとともに、委員に対する研修等を充実させます。	
研修の実施	定例会での研修を通して、民生委員・児童委員の虐待に関する知識の向上を図ります。	福祉総務課



## 具体的施策2 障がいのある子どもへの施策

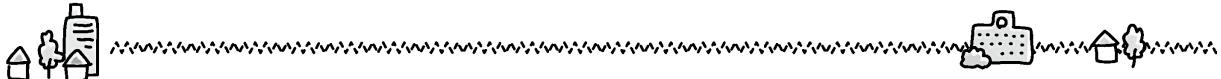
障がいのある子どもについては、就学前から就学期、就学後、日常生活から学校生活、職業訓練、職業生活に至るまで、一貫した支援体制のもとで自立への支援が行われることが求められています。

現在は、福祉サービスの提供や相談体制の整備のほか、障がいの早期発見、早期対応、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導や支援を行う「特別支援教育」の推進等を行っています。平成30年度には、「発達サポートセンターはぴあ」を設置し、「幼児期から就労まで」の生涯を見通した切れ目のない支援体制を構築しました。

今後も、各部局や関係機関との連携を図りながら、特別支援センターの設置や、児童発達支援等の児童福祉法に基づく通所サービスの充実、サポートファイルの活用、相談体制の充実など、支援体制の強化に努めます。

### ①障がいのある子どもへの施策の充実

具体的な取組	内容	担当課
No.32 障がいの早期発見・適正な療育指導の推進	各種検診、相談事業を通じて早期に発見し、診断を受ける体制づくり(発達相談の実施)や、告知後の障がい受容への支援、適正な一次療育(ナーサリールーム)を実施します。また、相談体制や各関係機関との連携を強化し、適切な指導、援助に努めます。	
乳幼児発達相談	心身の発育・発達について問題のある子どもとその保護者を対象に、専門家等の相談および総合的な発達指導を行い、適切な診断や告知、障がい受容を支援し、保護者の不安や孤独の解消に努めます。また、対象児に必要な環境調整を考え、関係機関との連携を図ります。	発達サポートセンター
ナーサリールーム	発達上何らかの課題を有する幼児を対象に、小集団での遊びを通して、問題解決を図りながら、より良い子育てや、子どもの心身の健やかな成長を促すための支援を行います。また、専門スタッフによる相談・指導を行います。	発達サポートセンター
No.33 認定こども園・保育所・学校等における障害のある子どもへの支援の充実	個々の発達の状況に応じた保育・教育を提供し、健やかな成長を支えていきます。	
保育士・教職員の専門性の向上	障害児等保育や特別支援教育の充実のため、研修等により保育士・保育教諭や教員の指導力の向上に努めます。	こども教育課 発達サポートセンター
障害児等保育事業	適切な関わりや保育ができるよう、保育所・認定こども園と保育士・保育教諭に対する専門研修、巡回による指導、助言、相談を実施します。	発達サポートセンター 認定こども園・保育所
就学指導の充実	生涯にわたる総合的な教育支援を行うため、関係機関との連携を深め、適正な就学指導を推進します。	発達サポートセンター
スクールアシスタント配置事業	小学校を対象とし、A D H D 等により行動面で著しく不安定な児童や、その児童が在籍する学校への支援を行います。支援にあたっては、子どもの依存傾向が強くなりすぎないよう留意	教育総務課



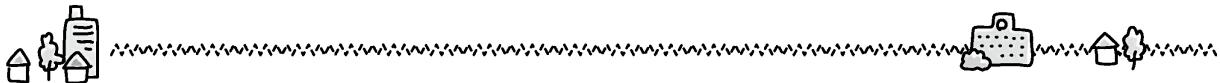
	します。	
インクルーシブ教育事業	共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育のため専門家と連携しながら学校園へ指導助言を行います。	発達サポートセンター
アフタースクールでの受け入れ	家庭に代わる生活の場として、小学6年生までの保育に欠ける児童の安全を確保するため、アフタースクールで受け入れます。	こども教育課
No.34 障がいのある子どもとその家庭への支援の充実	各種生活支援サービス等の充実に努めます。	
障害児タイムケア事業	障がいのある小中学生・高校生の下校後の活動場所を確保し、社会に適応するための生活指導等を実施するとともに、保護者の就労を支援していくが、利用者数が減少しており、今後のタイムケア事業のあり方も検討していきます。	社会福祉課 社会福祉協議会
障害福祉サービスの充実	「加東市障害福祉計画」に基づき、障がいのある子どもの日常生活を支える障害児支援サービス(児童福祉法に基づく通所サービス)および日中活動系サービスの提供基盤を充実させます。	社会福祉課
地域生活支援事業の充実	日中一時支援や移動支援、日常生活用具の給付等、障がいのある子どもが自立した日常生活を送るための支援を充実させます。	社会福祉課
北播磨こども発達支援センター事務組合	発達の遅れや障がいを持つ0歳から18歳の子どもを対象に、保護者とともに通園し、リハビリテーションや保育等の療育を行うことで、地域で豊かに楽しく主体的に過ごせるよう支援します。	わかあゆ園
補装具の交付・修理	身体に障がいのある子どもの日常生活や社会生活を支援するため、補装具の給付または修理を行います。	社会福祉課
No.35 経済的支援の充実	各種手当の充実により、障がいのある子どもとその家庭を支援します。	
特別児童扶養手当の支給	身体または精神に障がいのある20歳未満の子どもを監護する父母または養育者に手当を支給します。	福祉総務課
障害児福祉手当の支給	身体または精神に重度の障がいを有するため、日常生活において常時介護を必要とする、在宅の20歳未満の子どもに手当を支給します。	社会福祉課
重度心身障害者(児)介護手当	非課税世帯かつ、居宅で6か月以上常時臥床の状態にあり、日常生活において常時介護を必要とする状態にある児童、またはこれと同様の状態であると認められた児童を主として介護されている方に手当を支給します。	社会福祉課
特別支援教育諸学校就学援助金	特別支援教育諸学校で教育を受ける児童・生徒に対して、就学援助金を支給します。	教育総務課
特別支援学級就学奨励援助金	特別支援学級で教育を受ける児童・生徒の保護者に対して、教育に係る費用の一部を援助します。	教育総務課
重度障害者(児)医療費助成	身体障害者手帳1級および2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級の障がいのある人に対して、医療費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。(所得制限あり)	保険医療課
福祉年金支給	心身に障がいのある方(子ども)の健全な生活の維持と福祉の増進に寄与することを目的とし	社会福祉課



	て、福祉年金を支給します。	
No.36 相談体制の充実	保健師、障害者支援専門員、家庭児童相談員などの専門スタッフが、障がいのある子どもおよびその保護者の相談に応じます。また、相互連携により、総合的な相談体制の強化を図ります。	
障がいのある子ども相談支援	地域において生活するために必要な情報提供や助言を行います。また、相談支援事業を社会福祉法人へ委託し、ライフステージに合わせた専門的な相談支援を行います。	社会福祉課
さぽーとノート・サポートファイルの活用	支援の必要な発達障がい等のある子ども等に対して、適切で一貫した支援を行うために、保護者が作成・管理をする「さぽーとノート」、関係者が作成する「サポートファイル」の活用を推進し、関係機関の連携強化および情報共有を図ります。	発達サポートセンター
発達支援連絡会	それぞれのライフステージに応じた適切で一貫した支援を早期に実施するため、関係機関による情報交換、連携強化および支援体制の構築を目的として、「発達支援連絡会」を実施します。また、連絡会での意見を踏まえた施策の実施を検討します。	発達サポートセンター
No.37 障がいのある子どもを社会全体で支援する体制づくり	関係団体への支援やボランティアの育成支援を行います。	
社会参加自立支援の促進	「手をつなぐ育成会」や「身体障害者福祉協議会」等の関係団体への支援を行い、障がいのある子どもの社会参加や自立支援を促進します。	社会福祉課
ボランティアの育成	青少年ボランティア養成講座を実施します。	社会福祉協議会

### 具体的な施策3 子どもの貧困対策

具体的な取組	内容	担当課
No.38 妊娠期から子育て期における経済状況の早期把握と早期対応	母子健康手帳交付、乳幼児健診等において、経済状況を可能な限り把握し、支援が必要な場合、関係課と情報共有し相談につなげます。	健康課
No.39 子どもの就・修学等のための経済的支援	子どもの就・修学等のため、経済的支援を実施します。	
生活困窮世帯等の家計管理、滞納整理等の助言	生活困窮世帯等の家計管理、滞納整理等の助言を行います。	社会福祉課
就学援助	経済的理由によって、就学困難と認められる小中学校の児童・生徒の保護者に対し、教育に係る費用の一部を援助します。	教育総務課
奨学金給付	経済的理由等により高等学校への就学が困難な生徒に対して、一定額の奨学金を支給します。	教育総務課
No.40 子どもの居場所づくりなどの環境整備	子どもが家庭で長い時間を一人で過ごし孤立しない環境を作るため、関係機関と連携し行事等を開催します。	福祉総務課 生涯学習課
No.41 児童生徒の学力保障と学習機会提供のための学習支援		



放課後補充学習推進事業 【再掲】	放課後に地域人材を活用した補充学習を実施し、児童生徒の学習機会の充実や基礎学力の定着を図ります。	学校教育課
加東スタディライフ事業 【再掲】	長期休業中に自主的な学習をサポートする場所や支援者を提供し、「自分の苦手分野を克服し、得意分野を伸ばしたい」「授業で学んだ学習内容を定着させたい」「新しい学習に挑戦したい」などの児童生徒一人ひとりの学習意欲に応えます。	学校教育課